

社会福祉協議会への寄附金は税額控除制度
の適用を受けることができます

租税特別設置法が改正されたことに伴い、河内長野市社会福祉協議会への寄附金については、従来からの所得控除制度に加えて、税額控除制度の適用を受けることができるようになりました。(平成26年3月19日以降の寄附金適用)
また、社会福祉協議会会員会費も税額控除の対象となります。

～いずれか有利な方を選択することができます～

① 所得控除を選択した場合

その年に支払った特定寄附金の合計額－2,000円 を年間所得から控除

◎高所得で税率が高い人ほど減税効果大

② 税額控除を選択した場合

(その年に支払った特定寄附金の合計額－2,000円) × 40% を所得税額から控除

◎税額から直接差し引くため小口寄付にも減税効果大！

◎ただし、控除が受けられる特定寄附金の合計額は、その年の総所得金額等の40%相当額が限度です。
また、税額控除額は、その年分の所得税額の25%が限度です。

※控除を受けるための手続きとして確定申告が必要です。本会の発行した「領収証」及び「税額控除に係る証明書」の写しを添付してください。

「税額控除に係る証明書」の写しはHPよりダウンロード出来ます。